

# 学校いじめ防止基本方針

長野県諏訪清陵高等学校・附属中学校  
平成 26 年（2014 年）1 月 7 日確定

## 第 1 部 いじめ防止のための基本方針

### I いじめの定義といじめに対する基本認識

#### (1) いじめの定義と、いじめ対策の基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）第 2 条

○「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）より

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

上記に基づいて、すべての教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係な生徒はいない」という基本認識を持ち、本方針を策定した。

本方針に沿って、具体的には以下の点を踏まえて行動するものとする。

- ① いじめは人権侵害であり、決して許されるものではない。
- ② いじめを未然に防止するために、いじめを許さない、見過ごさないという雰囲気を作り上げる。
- ③ いじめを早期発見するために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめが発生した場合、早期解決に導くために、組織を挙げて迅速に対処し、関係機関等との連携を図る。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会等、すべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組む問題であり、特に、学校と家庭との連携を緊密に行う。

#### (2) いじめの様態

例えば、下記の項目に当たるようなものは典型的ないじめであり、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした態度を取ることが必要である。

また、これらの中には犯罪行為として取り扱われるべきものも含まれており、その場合は警察に相談・通報の上、連携した対応を行う。

- ・ 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ その他

## Ⅱ 未然防止

いじめ問題に関しては、「いじめを生まない学校、学級等の集団をつくること」を第一とし、未然防止に取り組むことが最も重要である。それを踏まえた上で以下の点を念頭に置いた教育活動を行う。

- ① すべての教職員が、生徒たちの様子、学級や集団の様子を日常から十分に把握に努め、特に生徒が負のストレスを高めていないかどうかを注視する。
- ② いじめを許さない、見過ごさないという雰囲気づくりに学校全体として取り組む。
- ③ 生徒たちが各々自分自身を価値あるものと認め、大切に思う自尊感情を育成するとともに、他者との関わりによって、他者を尊重する意識をも十全に養わせる。
- ④ 学校生活の根幹である授業の場で、規律ある学習環境づくりを行うことで積極的な授業参加を促し、わかる授業を展開することによって生まれる達成感・成就感を、生徒の自己有用感につなげる。
- ⑤ 保護者や地域の方々とのつながりを大切にし、PTAの各行事や授業公開等を通じて連携を深める。
- ⑥ 生徒会・学友会活動を通じて、自他の人権を守る意識を高めるとともに、生徒自らの問題としていじめの未然防止に取り組む姿勢を持つよう指導する。

## Ⅲ 早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぎ、早期解決にもつながる。そのため、以下の点に沿って早期発見のために様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの集団、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、すべての教職員が生徒の様子を観察することで、小さな変化を見逃さない、鋭い認知能力を身につける。
- ② 変化や違和を感じた場合、複数から情報を収集し、教職員間で情報を共有しながら、多角的な視点から当該生徒を見守る。
- ③ 担任を中心とした生徒との日常的な面談や、相談週間・懇談会週間でのやり取りを、早期発見の重要な手立てとする。
- ④ 生徒相談室の存在をさらに周知し、相談体制を充実させるとともに、保健室を起点とした情報把握にも一層留意する。

〈学校での相談窓口〉 生徒相談室・保健室

- ⑤ 学校生活全般についてのアンケートや授業評価アンケート、あるいはいじめに特化したアンケートを定期的実施することによって、実態を把握する。
- ⑥ 学校外にもいじめ相談の窓口があることを周知し、生徒や保護者が教職員に直接話すのをためらうような場合の一助とする。

〈相談窓口の例〉 こどもの権利支援センター 026-235-7458（月～金 8時30分～18時）  
24時間いじめ相談電話 0570-0-78310（なやみ言おう）

## Ⅳ 早期対応

いじめを発見した場合には、問題を軽視することなく早期に適切に対処し、すべての教職員が一致して問題の解決に当たる。その際、以下の点に特に留意して行動する。

- ① いじめを発見した教職員は一人で抱え込むことなく、学校全体として組織的に対応するものとし、その中心に「いじめ防止委員会」を置く。
- ② いじめを受けた生徒はもちろん、いじめの情報を伝えに来た生徒についても、その安全確保を最優先に考える。

- ③ いじめ問題が起きた場合は家庭との連携をより緊密に行い、特に被害者家庭にあつては当該生徒を全力で守り通すことを柱とする方針を伝える。
- ④ 必要に応じて、児童相談所、教育事務所等と連携を図りながら対応し、犯罪行為と見なされる場合は警察とも連携する。また、県教育委員会には状況報告を適宜行い、必要な場合は支援を受ける。
- ⑤ 具体的な対応方法については、「第2部 いじめ防止のための具体的な取組」に掲げた「Ⅲ いじめ対応マニュアル」によるものとする。

## 第2部 いじめ防止のための具体的な取組（含：いじめ対応マニュアル）

### I いじめ防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 名称

いじめ防止委員会

#### (2) 構成員

校長・副校長・教頭・生徒指導主事（中高）・各学年主任（高）・養護教諭（中高）  
学事係人権教育担当・特別支援コーディネーター（中高）・スクールカウンセラー 計14名

#### (3) 役割（日常的活動）

- ① 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
  - ・取組に対する記録を残すとともに、その取組を日常的に検証し、必要に応じて見直しを行う。
  - ・関係する分掌と連携して、学校生活全般についてのアンケートや授業評価アンケート、あるいはいじめに特化したアンケートを定期的実施し、取組の見直しを図る。
- ② 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
  - ・学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に向けて発信し、学校ホームページでも公開する。
  - ・必要に応じて、取組の状況や成果、行ったアンケートの分析結果などについても情報発信する。
- ③ いじめの早期発見、早期対応
  - ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
  - ・いじめを認知した場合、ただちに「いじめ対策委員会」に組織を改め、組織的な対応の方向性を決定する。
- ④ 教職員の意識向上
  - ・学校いじめ防止基本方針に対する全教職員の共通理解を徹底する。
  - ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

#### (4) いじめ発生時

上記「いじめ防止委員会」の構成員に加えて、生徒指導係・当該HR正副担任・関係教職員（クラブ顧問等）を加え、「いじめ対策委員会」に組織を改めた上で、以後の対応に当たる。  
ただし事案によって柔軟に編成することとし、機動性を高めることを優先する。

## Ⅱ 年間計画

月	行事等	取組の要点
4月	入学式 保護者説明会 対面式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢を周知する。</li> <li>・学校と家庭との連携の重要性を訴える。</li> <li>・生徒の人間関係づくりの出発点に位置づける。</li> </ul>
5月	P T A総会 授業公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知を徹底する。</li> <li>・生徒の自己充足感に資する授業のあり方を考える第一歩とする。</li> </ul>
6月	P T A支部総会 人権教育週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを始めとする、生徒にまつわる様々な情報をくみ上げる。</li> <li>・人権意識の向上を図る。</li> </ul>
7月	P T A支部総会 学校評議員会  相談週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを始めとする、生徒にまつわる様々な情報をくみ上げる。</li> <li>・ここまでの取組内容を報告し、意見を求めるなかで、以降の取組に生かす。</li> <li>・生徒の様子を把握したうえで、いじめ等につながる変化の有無を見きわめる。</li> </ul>
8月		
9月	人権教育講演会 授業評価アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を招いて、人権にかかわる様々な話題に触れることで、自分の問題として考える姿勢を持つ。</li> <li>・生徒の学習への取組状況を見ることで、心身の様子を把握する。教師が自らの授業を振り返ることで、「わかる授業」の向上につなげ、生徒の自己有用感を高める手立てとする。</li> </ul>
10月	授業公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の自己充足感に資する授業のあり方を考える。</li> </ul>
11月	人権教育週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権意識の向上を図る。</li> </ul>
12月	懇談会週間 学校評価アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子を把握したうえで、いじめ等につながる変化の有無を見きわめる。保護者とのやりとりによって、学校と家庭との連携をさらに強める。</li> </ul>
1月		
2月	授業評価アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の学習への取組状況を見ることで、心身の様子を把握する。教師が自らの授業を振り返ることで、「わかる授業」の向上につなげ、生徒の自己有用感を高める手立てとする。</li> </ul>
3月	学校評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組内容や結果等を報告し、意見を求めるなかで、次年度の取組に活かす。</li> </ul>

- ① 上記とは別に、無記名による「いじめアンケート」を、時期を見て年2回実施する。
- ② 上記とは別に、教職員の意識を高めるために、いじめ問題を始めとする生徒指導にまつわる研修会を、時期を見て実施する。
- ③ 日常の授業を教職員が互いに見合う機会を定期的に設け、生徒の自己有用感に資する授業という観点からの振り返りの機会とする。

### Ⅲ いじめ対応マニュアル

#### (1) いじめ情報のキャッチ（いじめの認知）

本人・他生徒・教職員・保護者・地域住民等の訴え（発見）に基づき、当該教職員はただちに校長・副校長・教頭・生徒指導主事（中高）に報告する。

危機対応の原則「さしすせそ」

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織を挙げて 対応する

「報告」

- ◎ 憶測を交えずに、事実を、些細なことまで含めて行う。
- ◎ 独断で判断し、一人で解決しようとせず、必ずチームとして対応すべく、情報を共有する。

#### (2) 対応チームの編成

報告に基づき、いじめ防止委員会の校長・副校長・教頭・生徒指導主事（中高）・各学年主任（高）・養護教諭（中高）・学事係人権教育担当・特別支援コーディネーター（中高）・スクールカウンセラーに、新たに生徒指導係教員・当該HR正副担任・関係教職員（クラブ顧問等）を加えたいじめ対策委員会を設置し、以後の対応に当たる。

ただし事案によって柔軟に編成することとし、機動性を高めることを優先する。

#### (3) 初期対応と役割分担（認知してから一両日中に行うこと）

##### ① 事実関係把握のための情報収集

- A 被害者に正副担任（関係教職員）が事情を聴取する。
- B 加害者に正副担任（関係教職員）が事情を聴取する。
- C 被害者に近い生徒に生徒指導係が事情を聴取する。
- D 被害者に関係するHR、講座、所属クラブの生徒に学年主任（クラブ顧問）が無記名によるアンケートを実施する。

その日のうちに

##### ② 対応方針の策定

いじめ対策委員会において、収集した情報を整理し、事実関係を正確に把握したうえで、当該事例を「いじめ」と認定した場合には、その対応に当たる。

また役割分担を決め、それぞれの役割の担当教職員が主としてその任に当たる。

緊急度・重大性の認知

- ◎ 「自殺企図」「傷害」「暴行」「脅迫」「不登校」等の危険度を測る。
- ◎ 「この程度なら」「よくあること」等、ことを「軽く」見るのではなく、相対的に「重く」とらえることを原則とする。  
→ 「重く」とらえて「空振り」ならば「よかった」

被害者第一義の原則

- ◎ 被害者の側に立って事実把握を行う。
- ◎ 対応に当たっても「学校として被害者を必ず守る」ことを原則とし、いかなるときも原則にしたがってことを運ぶ。

### ③ 初期対応

#### A 被害者への対応

**担当教職員**が、「あなたは決して悪くない」ことを根幹にして、学校として全力で守り通すこと、それに沿って今後の指導に当たることを伝え、気持ちに寄り添った親身な支援を行う。

→ その後、**担当教職員**は**被害者**を自宅に送り届ける。

#### A-2 被害者の保護者への対応

家庭訪問し、学校として認定した事実を直接伝え、当該生徒を全力で守り通す姿勢を示し、今後の指導への理解・協力を求める。

→ 上記A**担当教職員**とは別の**担当教職員**を決め、上記A**担当教職員**とともに複数で任に当たる。

#### B 加害者への対応

**担当教職員**が、いじめの自覚の有無を確認のうえ、いじめは被害者がそう感じればいじめであること、いじめは決して許されないことを伝える。

そのうえで被害者の心情を想像させるよう促し、指導の下地を作る。

→ その後、**担当教職員**は**加害者**を自宅に送り届ける。

このとき、いわゆる「自宅待機」に置くかどうかは、**いじめ対策委員会**で判断する。

#### B-2 加害者の保護者への対応

家庭訪問し、学校として認定した事実を直接伝え、そのことへの対応方針を説明し、今後の指導への理解・協力を求める。

その際、学校として認定した事実と異議を唱えたり、対応方針への批判が見受けられたりした場合は、「被害者第一義の原則」に沿って粘り強く説明する。

また場合によっては、時をおいて改めて事実確認・対応方針の説明にうかがうことを伝える。

→ 上記B**担当教職員**とは別の**担当教職員**を決め、上記B**担当教職員**とともに複数で任に当たる。

### ④ 関係諸機関との連携

#### 1) 全般

◎ **校長**が、時機に応じて、適宜**県教育委員会**に状況報告を行う。

◎ 必要に応じて、児童相談所、教育事務所等との連携を図る。

→ **担当教職員**を決定する。

#### 2) 犯罪行為と見なされるいじめについて

暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑事罰法規に抵触する可能性のある行為が発生した場合

→ 事態の緊急度、重大性を踏まえ、**被害者**、**被害者の保護者**の意を十分にくみ取ったうえで、場合によっては**校長**が**警察**に通報し、連携を図る。

#### 3) いじめによる傷害への対応

『危機管理マニュアル』に従って行動する。**被害者**が身体的外傷だけでなく、心的外傷を負っていると判断される場合も同様に行う。

#### 4) 短期的指導と学校外部への対応（認知してから一週間以内に行うこと）

## ① いじめ状況の全体的把握（事実究明）と指導内容の策定

**いじめ対策委員会**において、(3)①A、Bに基づいて認定した事実と、(3)①C、Dでの周辺からの情報により判明した事実とを勘案し、問題状況の全体的把握を図る。

さらに、後述の項目について指導内容を決定し、**担当教職員**が主としてその任に当たる。

→ このタイミングで**職員会議**を開き、全教職員の共通認識を図る。

事態によってはこれと前後することもある。

## ② 指導内容

### A **被害者**への指導・支援

**担当教職員**が(3)③Aに加え、自己肯定感を築けるよう、励まし、援助を約束する。

また常に心理的ケアを施し、長期的に見守り続けること、困ったことはいつでも相談できる態勢であることを伝える。

#### A-2 **被害者の保護者**への対応

**担当教職員**が家庭訪問し、指導内容の説明を行い、その経過をこまめに伝えることを約束する。

また、**被害者の保護者**として学校に望むことを十分にくみ取り、今後の指導に生かす旨を言明する。

### B **加害者**への指導

◎ **担当教職員**が(3)③Bに加え、被害者の苦痛について想起させつつ、責任転嫁を許さず、自分が**加害者**である自覚を持たせる。

◎ いじめに至った経緯を振り返らせながら、今後のあるべき行動について考えさせる。

◎ 本人の抱えている不満や、いじめの遠因になったと考えられる周辺状況について詳細に聞き出し、今後の長期的指導の一助とする。

→ 「登校反省」を原則として、他の生徒と隔離し、別室において指導する。

#### B-2 **加害者の保護者**への対応

**担当教職員**が家庭訪問し、指導内容の説明を行う。

いじめが決して許されないことは、学校のみならず、社会においてもゆるがせにできない根本原理であり、その達成のためには、学校・家庭が連携して取り組む必要があることを強く訴える。

そのうえで、いじめを行った当該生徒をあるべき方向へ導くために家庭の理解・協力を求める。

### C **被害者に近い生徒**への指導

◎ **担当教職員**がいじめ状況について説明し、いじめは集団全体の問題であり、解決のためには当事者意識を持つことが必要であることを訴える。

◎ 「観衆」または「傍観者」でいることは、いじめに加担しているのと同様である、との認識を持たせる。

#### D 被加害者に関するHR、講座、所属クラブの生徒への指導

- ◎ **担当教職員**がいじめ状況について説明し、いじめは集団全体の問題であり、解決のためには当事者意識を持つことが必要であることを訴える。
- ◎ 「観衆」または「傍観者」でいることは、いじめに加担しているのと同様である、との認識を持たせる。

#### ③ P T A ・ 地域社会 ・ 報道機関等への対応

**校長・副校長・教頭**が対応に当たり、情報の伝達等、対応窓口を一本化する。

- 1) 主体的に、誠意をもって対応する。
- 2) 確実な事実に基づいた正確な情報を積極的に公開する。
- 3) 個人のプライバシーや人権の保護を念頭に、守秘義務にも留意し、答えられないものについてはその理由を明確にする。
- 4) 事態を過小に評価している姿勢を避け、「いじめではない」などと断定することは絶対に行わない。

##### 「対応窓口の一本化」

- ◎ 報道機関等への対応についてのみ、適用されることである。
- ◎ 特に、被害者やその保護者、家族への対応とは関係ない。組織として対応内容をその都度確認しつつも、担任等は事態の収束まで、親身になって積極的に関わるべきである。

被害者家族に対し、担任等、日常的に近い教職員が「私の口からは言えない」「管理職に聞いてくれ」等の発言をすると、事態は最悪の方向へと進む。

→ 「飯田高校生徒刺殺事件」の教訓

#### (5) 長期的指導と再発防止への取り組み

##### ① 当事者間の関係修復

- ◎ **加害者**の反省が十分に深まったと判断されたとき、**被害者**の心情を十分にくみ取ったうえで、できるだけ早期に謝罪の場を設ける。

→ 学校において、**いじめ対策委員会**立ち会いのもとに実施する。

- ◎ **加害者の保護者**に対し、**被害者の保護者**への謝罪を行うよう助言する。

→ **被害者の保護者**が謝罪を拒んだり、必要としないと考えたりする場合は、**担当教職員**が間接的に**加害者の保護者**の意思を伝える。

また、**加害者の保護者**が謝罪を拒む場合は、**担当教職員**が**被害者の保護者**の心情を丁寧に伝えるときともに、状況を**被害者の保護者**に伝える。

##### ② 全校に対する指導

**加害者**の反省が深まり、**被害者**への謝罪がなされたタイミングを見計らって、**全校集会**を実施し、当該事案の概要を説明し、いじめは決して許されない人権侵害の行為であることを強く訴え、日頃から人権感覚を磨くよう指導する。

### ③ 再発防止への取り組み

- ◎ 全校対象にいじめに関する無記名のアンケートを実施し、当該事案以外にもいじめがないかどうかを把握する。
- ◎ アンケートに基づき、即時対応が必要な事案については、本マニュアルに沿って対応する。
- ◎ 全教職員が日頃の自身の生徒指導を点検しながら、いじめ撲滅への取り組みを今まで以上に行う。特に個々の生徒の状況について、他の教職員との情報共有に努める。
- ◎ いじめに関する学校全体としての新たな取り組みを実現するよう、関係分掌で検討に入る。  
→ 学年会・生徒指導係（特別支援）・学事係（人権教育）等

### (6) ネットによるいじめへの対応

- ① 未然防止の観点から生徒に対する情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発活動として、保護者あての文書の発出や、講演会の実施等を行う。
- ② 生徒間の情報のやり取りに注意し、県教育委員会のネットパトロールを利用するなどして、ネットによるいじめの早期発見に努める。
- ③ ネットによるいじめが認知された場合、原則的には、前掲「Ⅲ いじめ対応マニュアル」(1)～(5)に沿って対応する。その際、書き込み内容を確認、保存する。
- ④ 不適切な書き込み等については、ネット掲示板等の管理者・プロバイダに書き込み内容の削除依頼を行う。

## IV 重大事態発生時の対応

「重大事態」とは、

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合等)
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日間を目安。一定期間連続して欠席している場合は30日にとらわれない)

### (1) 自殺のほのめかし等が見られる場合

- ① 前掲「Ⅲ いじめ対応マニュアル」に沿って、さらに丁寧かつ迅速に対応する。特に、**被害者**の安全確保については最善を尽くし、決して一人にさせないよう、組織として寄り添う。
- ② 訴え(発見)を受けた**当該教職員**は、決して一人で抱え込まず、組織として対応する原則を貫く。特に、スクールカウンセラーにはただちに連絡し、連携を図る。

### (2) 自殺(未遂)、またはそれに類する重大な事態が起こった場合

#### ① 報告と初期対応

- 1) 「緊急事態」であるため、**県教育委員会**にただちに報告し、支援を要請するとともに、学校としては全校を挙げて対応することを大前提とする。
- 2) 前掲「Ⅲ いじめ対応マニュアル」で示した**いじめ対策委員会**で実施する項目とは別に、**緊急対策委員会**を中核として以下のような役割分担と対応に当たる。

役割分担	担当者	対応内容
責任者	校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体指揮</li> <li>・ 事態の全体把握と対応決定</li> <li>・ 警察、消防、教育委員会との連携</li> <li>・ 被害者、被害者家族への対応</li> </ul>
危機管理担当	副校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・進路指導主事・事務長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報把握</li> <li>・ 保護者、関係機関、報道機関等への連絡・通知</li> <li>・ 記録整理、報告準備</li> <li>・ 庶務</li> </ul>
報道対応担当	校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関等への対応</li> </ul>
保護者担当	教頭・学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全保護者への緊急連絡</li> <li>・ 緊急保護者会の開催準備、通知</li> </ul>
生徒ケア担当	学年主任・HR正副担任・養護教諭・特別支援コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の状況把握と不安軽減</li> <li>・ 心のケアを必要とする生徒への支援</li> <li>・ 専門家と連携したカウンセリング</li> </ul>

## ② 事実関係の調査

- 1) 学校は当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を目的とした**調査委員会**をすみやかに立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 2) **調査委員会**は、**県教育委員会**からの人的配置を含めた支援を受けながら、当該いじめ事案と直接の利害関係がない学校外部の第三者（弁護士・精神科医・学識経験者等）を加えて構成されるものとする。
- 3) **調査委員会**は、重大事態に至る要因となったいじめ行為の背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際学校は資料提供、調査協力など調査にすすんで全面的に協力する。
- 4) 生徒の自殺という事態の場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。**調査委員会**は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査する。

## ③ 調査結果の提供・報告

- 1) いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。
- 2) 調査結果については、**県教育委員会**に報告する。